

臨時災害放送局の概要

臨時災害放送局の概要

北陸総合通信局に1式配備※1

- ・臨時災害放送局は、災害発生時に地方公共団体等が開設する臨時FMラジオ放送局（平成7年2月制度化）
- ・具体的には、方法① 総合通信局等から放送用機材の無償貸与を受け開設
方法② コミュニティ放送事業者の既設放送施設を利用して開設※2
- ・放送番組の編成権は、地方公共団体が有する※3
- ・開設手続は、「臨機の措置」として口頭申請にて免許（別途、所定の申請書類の提出が必要）
- ・地方公共団体とコミュニティ放送事業者間の臨時災害放送局開設協力協定締結を促進

※1 全国11カ所の地方局に各1式配備

※2 放送事業者側に発生した費用負担について双方の協議が必要

※3 被災地住民への支援及び救援活動等の範囲内

臨時災害放送設備の概要

臨時災害放送設備(一式)

- ・本体大きさ：中型スーツケース約2個分
- ・重量：約40kg
- ・送信出力：10W～100W
- ・アンテナ設置用ポール(1.3m～6m)
- ・受信エリア：（例）送信出力20W、アンテナ高10mで見通しの場合、受信エリアは最大で半径約20km



主な利用シーン

- ・避難生活の支援情報の放送
- ・被災者向け行政手続き等の案内を放送 等

<特徴>

- ・本体を含む簡易スタジオ設置に要する広さは、約3m四方のスペース
- ・アンテナの設置は、
 - ①庁舎屋上などの既設ポールに据付
 - ②広場・運動場等にポールを設置し据付

利用時期

